令和5年 八潮市農業委員会3月総会 議事録

- 1 開催日 令和5年3月24日(金)
- 2 開催時間 午後2時00分から
- 3 会 場 八潮メセナ3階会議室1・2
- 4 出席委員 15名

会長 1番 大塚 一宏

会長職務代理者 2番 小早川喜一

委員 3番 大野ヒロ子 10番 新井 孝美

4番 渋谷 稔 11番 臼倉 正浩

5番 荻野 恭子 12番 鈴木 新一

6番 齋藤 富子 13番 鈴木 隆

7番 福岡 達則 14番 田中 幸夫

8番 小倉 雅樹 15番 松田 淳一

9番 飯山 敏行

- 5 欠席委員 なし
- 6 議事日程
 - 第1 会長挨拶
 - 第2 議事録署名人の選任
 - 第3 書記任命
 - 第4 議 事

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

- 7 転用等届出受理報告
 - 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件
 - 報告第2号 農地転用許可後の工事完了届について
 - 報告第3号 農地改良受理後の工事完了届について
 - 報告第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画公告の件

- 8 その他
- 9 農業委員会事務局職員

局長 田口 周一

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

〇事務局長 皆さん、こんにちは。

ただいまより八潮市農業委員会3月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。本日の出席者につきましては13名でございます。定足数に達しておりますので、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、新型コロナウイルスにつきましては減少傾向となっておりますが、引き続き感染症 対策、そして今月も会議時間が必要以上に長くならないように配慮して進めてまいりたいと 思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いします。

◎会長挨拶

〇会長 皆さん、こんにちは。本日も大変お忙しい中、3月総会に出席いただきまして誠にありがとうございます。

八潮市役所まで来る間に、どこの桜も満開ですごくきれいだなと思いながら新井さんと2人で感激しながら来ました。そしたらメセナの入り口の南の隅のほうに小さな桜の木があるのですが、そこを写真を撮っている農業委員さんを見かけました。それだけ暖かいんですよね。例年より早い開花なので、それに伴ってうちは枝豆がよく育って、甘みもいいし、ひょっとしたら今年は収穫が幾らか早まるのではないかというふうに思っております。また、先週、やしおの花桃まつりでは、18日の土曜日は雨天で中止となったみたいですが、次の日の日曜日には、好天もあり、大盛況であったという報告を受けました。

また、資料に入っていますが、農業委員の公募が3月1日に終了しまして、定数ちょうどの15名の候補者の推薦がありました。その際には皆様にはいろいろご協力ありがとうございました。まだあと4か月このメンバーで農業委員会がありますので、いろいろとお世話になりますが、ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、本日も最後までご協力よろしくお願いいたします。

〇事務局長 ありがとうございました。

本日の傍聴者につきましてはいらっしゃいませんので、ご報告申し上げます。 ここで資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせください。

①八潮市農業委員会3月総会次第

A 4 横

②八潮市生産緑地地区追加指定受付のお知らせ

(資料 - 1)

③農業委員会による最適化活動の推進等について

(資料 - 2)

④農地等の売買・賃借等の権利の移転・設定(農地法3条)

(資料 - 3)

⑤農地利用最適化1・1・1運動報告書

(資料 - 4)

⑥農業委員公募状況一覧表、今後のスケジュール

(資料 - 5)

⑦「令和6年度農地利用の最適化施策に関する意見」の提出の実施と意見集約の

協力依頼について

(資料 - 6)

⑧令和5年度八潮市農業予算概要

(資料 - 7)

⑨八潮市農業委員会視察研修行程表

(資料 - 8)

⑩かすかべのうりんナビ

資料番号なし

①2023年農業委員会活動記録セット

こちらの中に入っております活動記録簿につきましては、本市は独自の記録簿を使用しておりますので、使われなくても結構ですが、農業委員の業務についても記載されているほか、相談を受けた際の記録や、総会などでの記録、スケジュールの記載などに便利に使用できるものになっておりますので、引き続きご活用ください。

⑩消費税のインボイス制度

パンフレット

こちらは、今年の10月から始まるインボイス制度について分かりやすそうなものを探して 用意させていただきましたパンフレットになりますので、参考にしてください。

⑬農業委員会委員活動記録簿(3月~4月分)

以上、13点の資料になりますが、資料の漏れはなかったでしょうか。

〇事務局長 それでは、次第に基づきまして、議事に移りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、 総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をお 願いしたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、会長、どうぞよろしくお願いいた します。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいで しょうか。

---- 委員より「はい」の声あり ----

〇議長 ありがとうございます。

それでは、5番、荻野恭子委員、12番、鈴木新一委員にお願いいたします。

◎書記任命

- **〇議長** 次に、次第4の書記任命についてでございますが、田口事務局長にお願いします。
- ○事務局長 はい。

◎議案第5号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件になります。

番号1、借人住所・氏名、〇〇市大字〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇、代表取締役〇〇〇、貸人住所・氏名、〇〇〇番地、〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇一〇、登記地目、田、現況地目、田、地積〇〇平米、権利の内容は賃借権の設定となります。

次に、隣の2ページをご覧ください。申請地の概要としましては、申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地となります。

申請目的は、資材置場です。申請理由としましては、申請人は、〇〇市に本社がありまして、主に樹木の伐採やリサイクル加工、販売を業としております。現在、世界的に広まっているSDGsの12番目の目標のほうにも関連することから、近年、リサイクルのための樹木の伐採業務及び受入量が増加しておりまして、現在賃借している本社の敷地では手狭となっているため、新たな資材置場の用地を求めたものとなります。そして市街化区域や非農地で

はなかなか見つからなかったのですけれども、今回の申請地を借りる見込みがつきまして申 請に至ったものであります。

資金計画・調達計画につきましては、土地造成費としましてご覧の金額と、こちら賃貸人の自己資金、こちらの資金で賄いまして、それを借り受ける形となっております。そして賃貸人の金融機関の残高証明書が提出されております。

周囲農地への被害防除としましては、敷地の一方、〇側のほうに水田があるのですけれど も、敷地の周辺をコンクリートブロックまたは枕木で囲み、周辺の農地に被害が生じないよ う十分注意する計画となっております。

次に、場所の説明をいたします。1枚めくって3ページをご覧ください。

八潮市役所の〇側の出口を出まして、〇折し、〇方向に向かいます。〇〇〇、前はここで突き当りだったんですけれども、現在新しい道ができまして交差点となっております。ここを〇折して〇〇〇をずっと〇上しまして、〇〇〇の一つ手前の信号を〇折し、〇〇方向に向かいます。そして1つ目の信号を〇折し、〇〇○通りに入りますが、〇〇○通りをずっと〇上しまして、〇〇〇の真下で〇〇〇との交差点に到達します。〇〇〇の〇側の〇〇〇との交差点です。ここを〇折しまして〇〇メートルほど行きますと、あまり目立たない細い道なんですけれども、ここを〇折して、〇〇〇に向かっていきまして、1つ目の交差点を〇に曲がって〇メートルほど行ったところ、この黒く着色したところが今回の申請地となります。

土地利用計画としましては、隣の4ページをご覧ください。

図面に向かって左側のほうが〇〇〇となりますが、こちらから出入りをしまして、車は奥のほうで転回して戻ってくる。南側、図面でいうと右側です。着色してある部分は、こちらは市のまちづくり条例の規定に基づいた緑化区域となっております。

図面の下のほうが西側になりますが、こちらが水田となっておりまして、こちら側はコンクリートブロックで土砂の流出を防ぐ計画、上の東側は、この隣も今まで樹木を扱う資材置場で、こちらは既に土留めがあるんですけれども、今回の申請地側にも枕木等を置いて被害を防ぐ、このような形となっております。

また、図面の左側です。三角がちょっと切れたような部分ですけれども、現道、道路が狭いということで、2.2メートルほど分筆しまして、こちらは道路敷地として市のほうに採納される、その上で入出するような計画となっております。

現地の様子は、また1枚めくっていただいて、5ページのような状況で、草が刈られた後ですね、このような状況になっております。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の3番、大野ヒロ子委員より、現地調査の 結果並びに補足説明がございましたらお願いします。 **○3番(大野ヒロ子委員)** 先日17日に事務局よりお話がありまして、その後、調査に行って まいりました。

事務局からご案内がありましたように、この写真のとおりに草も刈られておりまして、季 節の新しい草は少々生えておりますが、きれいに刈られております。

開発事業の立て看板がもう既に立っておりまして、隣地の5ページの②のほうの写真の右側はもう田んぼを準備されておりまして耕作されております。それでブロックか、枕木で周りを囲むということですので、周りの農地には影響がないかと思われます。

以上です。問題ないかと思います。よろしくお願いします。

〇議長 ありがとうございました。

ただいま事務局と3番、大野委員より、農地法第5条の規定による許可申請認定の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

ここは、私もたまに申請地のほうへ最近行くのですが、ここ最近は作ってないですよね。 隣は作っていますけれども、ここの一番角は作ってなかったように思います。民家がこの手前に1軒あるんですよね。

- ○3番(大野ヒロ子委員) そうですね、手前のほうに道が……
- ○議長 写真でいくと右側のほうなんですけれども。
- ○3番(大野ヒロ子委員) 奥のほうに用水があるのですが、○○○から入っていく道路よりは広くなっている状態ですね。○○○から入り込むところの道路のほうが周りがフェンスがあってちょっと狭い感じがするんですけれども、そこを通り抜ける、②の写真の手前のほうの道路は広めです。
- ○議長 少しね。
- ○3番(大野ヒロ子委員) そうです。
- **〇議長** 農道ですけれどもね。
- ○3番(大野ヒロ子委員) そうですね。
- **〇議長** 車は2トンくらいは入れると思いますけれども。 どうぞ。
- **〇13番(鈴木 隆委員)** 13番、鈴木です。

先ほど事務局から説明があったんですけれども、入り口の道が狭いと、2.2メートル、市のほうに採納するという話を聞いたんですけれども、そういうことを初めて聞いたので、それを説明していただけたら。

- ○議長 事務局で説明をお願いします。
- ○事務局 こちらは未整備のところを開発するとき、現道が1.8メートルとかだと、その後も

いろいろ危険が伴って消防車の通行や道路の管理に支障を来たしますので、そういうときは それを機会に道路幅が4メートルになるように不足分を市のほうに採納してもらうかたちが とられています。

- ○13番(鈴木 隆委員) もともと採納するわけですね。
- ○事務局 この手前も公図を見ると農地なんですけれども、2.2メートル分くらいは隣の所有者も市と使用貸借契約を結んで、市が道路として管理しております。こういう農転でなくても、調整区域で未整備の、例えば1.8メートルのところに家を建てるとか何かやるというときは、道路幅が4メートルになるように、その分後退してもらって、その分は市に採納していただく、その上で許可に、そのような形になっております。
- **〇13番(鈴木 隆委員)** ありがとうございます。
- ○議長市に採納って、市で買ってくれるということ。
- ○事務局 採納なので、無償ですね。
- ○議長 ほかにございますか。

ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。 原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6、転用等届出受理報告にまいります。

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について9件、報告第2号 農地転用許可後の工事完了届について2件、報告第3号 農地改良受理後の工事完了届について1件、報告第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画報告の件について1件ございますが、今月も会議時間短縮のため読み上げはなしといたしますので、ご了承ください。今から数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後質問がありましたら、お願いします。6ページから10ページになります。

----- 資料確認 ------------

○議長 それでは、転用等届出受理報告について、何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

---- 委員より意見なし ----

○議長 なければ、転用等届出受理報告は終わりとします。なお、後で気がついた場合、最後に質問していただきたいと思います。

◎その他

○議長 続きまして、次第7、その他にまいります。

--- 公園みどり課職員入室 ---

○議長 その他につきましては、報告事項が5件、協議事項が3件、依頼事項が1件ございます。

まず、報告事項1件目、八潮市生産緑地地区追加指定受付のお知らせについてでございますが、本日は担当の公園みどり課の職員に来ていただきましたので、説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

〇公園みどり課計画係長 皆さん、こんにちは。公園みどり課計画係長の阿部です。

日頃より農業委員の皆様におかれましては、公園緑地行政の推進につきましてご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

本日は、令和5年度追加指定の受付について、この場をお借りしてご説明をさせていただきます。

それでは、担当よりご説明いたします。

○公園みどり課職員 公園みどり課計画係の中野と申します。

着座にて説明させていただきます。

令和5年度の生産緑地地区の追加指定の受付についてお知らせいたします。

お配りしている資料1、八潮市生産緑地地区追加指定受付のお知らせの下側の受付期間、 そちらをご覧ください。

受付は4月3日月曜日から4月28日金曜日までの期間で、土日を除く平日8時半から夕方5時15分まで、公園みどり課の窓口で受付を行います。

追加指定を希望される場合につきましては、事前相談が必ず必要となります。この内容につきましては3月10日の広報やしお、そして八潮市のホームページに記載しております。

もしこちらの追加指定につきまして、農業委員の皆様のほうにご相談等がございましたら、 市役所の公園みどり課までご案内をお願いいたします。

公園みどり課からは以上となります。

○議長 ありがとうございました。

ただいまの公園みどり課からの説明につきまして、何かご質問、ご意見がございますか。

- ○議長 次に、報告事項2件目、先月の生産緑地の買取り申出に伴うあっせんの依頼の結果について、事務局より説明をお願いします。
- ○事務局 資料はありませんが、先月、生産緑地の買取申出に伴う取得のあっせんが2件ございました。上二丁目と八潮一丁目だったんですけれども、いずれも買取りの申出がきておりませんので、公園みどり課のほうには買取り希望なしということで回答しますことを報告させていただきます。以上です。
- ○議長 次に、協議事項1件目、令和5年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より 説明をお願いします。
- ○事務局 資料の2をご覧ください。

こちらは資料2の初めのほうです。こちらはちょうど1年前に総会でお配りして説明した 資料と同じになるんですけれども、農林水産省経営局長からの「農業委員会による最適化活動の推進等について」、これによりいろいろ農業委員さんにこれをやっていただきたいということがこのときから始まりまして、皆さんには毎月つけていただいている活動記録簿もこのときに通知を受けてのものなんですけれども、こちらの資料2を1ページめくっていただいて、3ページのほうをご覧ください。

こちらの通知の中で、3ページの上のちょうどアンダーラインを引いた部分なんですけれども、最適化活動の目標の設定及び公表・報告ということで、ここを読み上げますと、「農業委員会は、毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を次により設定し、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告するものとする」、3月末に来年度、今で言えば令和5年度です、5年度の最適化活動の目標を設定しないといけないということになっておりまして、これに従いまして作成した令和5年度最適化活動の目標設定等というのが、まためくっていただいて、今度は丸つきのページになっていますけれども、①ページ、「案」と書いてあります。こちらが3月末までに設定しなければいけないものとなっております。これが別紙様式1ということで、様式が定められておりますが、書く内容が決まっております。これを作成しまして、公表するに当たって、農業委員会で皆さんに確認していただく必要がございます。今日、この内容の説明をこれからいたしますので、ご確認いただきたいと思います。

まず、①ページ、I番目として、農業委員会の状況となっております。これは現在の人数であるとか、農家数とかなんですけれども、こちらは農林業センサスの数値を使って書くようになっております。1枚めくって次の②ページをご覧ください。

Ⅱ番、ここからが最適化活動の目標ということになっておりまして、1、最適化活動の成

果目標ということで、ここに現状の管内の農地面積とかあります。ここの農地面積というのは、下に小さい字で書いてあるんですけれども、国がやっている耕地及び作付面積統計という調査があるんですけれども、その調査結果に載っている数値を書くようになっておりますので、153へクタールということで、農業ニュースのほうで掲載している数字とはちょっと違ってきております。隣のこれまでの集積面積というのは、これは要は認定農業者の方々の合計面積となります。こちらがが23.4へクタールになりまして、集積率でいうと15.3%になっている状況です。

次に、②の目標なんですけれども、こちらは目標年度が令和12年度で50%としてあります。現況が15.3%で、50%というのはかなりかけ離れて、数字が大き過ぎると思うんですけれども、1年前にこれを作成した際、20%で作成したところ、県のほうから指導を受けまして、県の基本構想があるんですけれども、そちらのほう、埼玉県は50%を目標にしているので、これは県下全部50%にしてください、そういう指導がありましたので、ここは50%としております。下の数字なんですけれども、この50%から逆算していくと、これは必然的にこういう数字になってくるのですが、できるだけ近づけて努力していくことが必要というところです。

次に、(2)遊休農地の解消というところになります。まず、現状として、1号遊休農地 面積、1号遊休農地面積というのは、簡単に言いますと、再生利用が可能な遊休農地のこと をいいます。こちらが1.3ヘクタールとなっています。これに対する②目標としまして、ア のところです。緑区分の遊休農地の解消目標面積とあります。緑区分というのは、草刈り等 で耕作等が可能になる、軽度の遊休農地といったものを言います。八潮市は全部この緑区分 に該当します。こちらの目標面積というのは、下のほうに書いてありますけれども、遊休農 地面積の5分の1の面積を記入ということなので、1.3ヘクタールを5で割った0.26ヘクタ ールとなっております。その下の黄色区分の遊休農地、これは八潮市にはないんですけれど も、黄色区分というのは何かといいますと、緑区分よりひどくて、草刈り程度で普及しなく て、重機を持ってきて基盤整備みたいなことをしないと耕作できないような、そのような遊 休農地を指しています。こちらは該当ありません。イの新規発生遊休農地の解消ということ で、遊休農地の解消目標面積、こちらは、この様式の作成マニュアルだと、新規に発生した 遊休農地は全て解消目標面積に含めなさいというのがあるんですけれども、ちなみに去年発 生した新規の遊休農地というのが0.5ヘクタールくらいありまして、それをそのまま書くと、 先ほどの年間の遊休農地解消目標面積0.26を超えてしまうので、全体の目標率より小さめ な0.2~クタールとしております。

次に、隣の③ページをご覧ください。(3)としまして、新規参入の促進となります。 こちらの現状としましては、実績ございません。全部ゼロとなっております。課題としまし て、農地法第3条や利用権設定の要件を満足するような相談者は少なく、法人の参入についても大部分が小規模農地で構成される地域の特性により困難な状況であるとしています。これに対する目標なんですけれども、これは様式に従って、2年度、3年度、4年度の実績がありますけれども、この実績というのは農地法第3条と利用権の設定した面積の合計となります。こちらの3年間の平均面積が0.35~クタール、これに対する目標面積は0.2~クタールとしました。

その下にいきまして、2、最適化活動の活動目標、1人当たりの活動日数ですね、これは 今年と同じ、月の7日としています。この後、こちらは次の年の計画なんですけれども、年 度が終わった後、その年度の実施状況を公表するんですけれども、その際にこの目標の月7 日という活動日数を上回ってないと目標達成したという評価にならないので、皆さんに毎月 8日以上の報告をお願いしているところです。引き続きこの先もお願いしたいと思いますの でよろしくお願いいたします。

次に、(2)活動強化月間の設定目標、こちらも内容は今年と同じにしております。これも強化月間というのを年間3回以上設けないといけなくなっておりまして、10月に遊休農地の解消としまして、記載したような内容、12月も同じく遊休農地の解消としまして、これも今年と同じなんですけれども、ここに記載した内容、2月は農地の集積ということで、貸付希望地の情報提供を行ったり、そういった目標としました。

最後に、(3) 新規参入相談会への参加目標なんですけれども、これも内容は今年と同じなんですけれども、今年、大野委員と斎藤委員に行っていただきましたが、この先も農林水産省などが開催する新規就農フェア、新規就農に向けた説明会、研修会等に参加していただきたいと思っています。この2のほうは今年と共通といいますか、同じ内容としております。説明は以上となりますが、この内容で問題なければ、こちらを県のほうに報告するとともに、ホームページで公表していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長 ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見がございますか。 ないようでしたら、次に進めたいと思います。

それでは、令和5年度最適化活動の目標の設定等につきましては、案のとおり期日までに 公表されるようお願いいたします。

- ○事務局 はい。
- ○議長 次に、報告事項3件目、農地法第3条に係る改正について、事務局より説明をお願いいたします。
- ○事務局 資料3をご覧ください。

こちらの資料3は、今事務局のカウンターに置いてあります農地法3条のチラシですけれ

ども、以前に皆さんに少しお話をしましたが、農地法の改正がありまして、農地法3条の面積要件が4月1日からなくなります。これまでは、いろいろな相談があったときに、今度買おうとしている農地の面積を含めて、所有面積が八潮の場合だと3反以上、3,000平米以上です、それ以上ないと3条の面積要件を満たさないので駄目ですよという話を随分してきたんですけれども、その面積要件が4月1日からなくなってしまいます。

そうしますと、残りの要件、この資料3の四角で囲んである中なんですけれども、まず、 農地の全てを効率的に耕作しているかどうか、という全部効率利用要件、あと農作業常時従 事要件、年間150日以上働いているか。ただ、この150日というのは何が何でも150日という ことではなくて、例えば花であるとか、その作物に必要な従事日数、年間150日もやらなく ても十分その作物に関する耕作、管理ができるということであれば、150日ではなくても問 題ない、そういうことになっております。それと周辺の農地利用に影響を与えないこと、地 域との調和要件です。このような条件を満たしているかどうか、それを基に判断していくこ ととなります。そうしますと、これまで3条はそれほど八潮市は件数がないんですけれども、 これまで3条で申請された方々はほとんど地元の農家さんで、農業経営の状況も分かってい るので、特に問題もなかった方々ばかりだと思うんですけれども、この先は農家さんではな い人、これまで全然やったことがないような人でも申請されてくる場合が想定されます。そ の場合、今説明した3つの要件を中心に判断するわけですけれども、その場合、全く知らな い方だと書類だけで判断するのもちょっと難しいんじゃないかと思いまして、事前に農業委 員さんに何人か協力いただいて、事前審査会みたいなもので、申請者の意向を聞いて、そう いった上で判断することも必要になってくるのかなと思っておりますので、その際また相談 させていただきますが、ご協力をよろしくお願いします。

そういった方々が入ってくると、どうしても危険な方向にばかり考えてしまうんですけれども、農業委員会の使命としまして、新規就農の促進とか遊休農地の発生防止・解消とか、そういった役目がありますので、そういった申請が上がったときには排除するとか、それだけではなくて、どうすればその申請者が続けていけるのか、農地を耕作し続けていくことができるか、ちょっと見守ってお手伝いするような、そういった意識も必要ではないのかと思っております。まずは4月1日から変わるということを皆さんに再認識していただきたいと思いまして、説明させていただきました。以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見がございますか。

これは悪く考えると、全然農業をやってなくて、初めて始めることも可能ということになるんですよね。

○事務局 そうですね。自分は間違いなく絶対この先一生懸命働いてやりますと主張されたら、

否定することはできないのではないかと思われます。

○議長 否定する材料がないから、許可せざるを得なくなるんですが、最悪というか、考えられることは安く買って高く売る、いわゆる昔の土地転がし、そういうことも可能になってきちゃうんですね。その辺を考慮してこれから考えないといけなくなるということなんですが、悪く考えれば切りがないですけれども、その辺はちょっと難しくなりますね。

皆さん取りあえず、そういうことは頭に入れておいてください。

次に、協議事項2件目、農地利用最適化推進1・1・1運動報告書について事務局より説明をお願いします。

- ○事務局 それでは、資料4のほうをご覧ください。
 - 1・1・1運動につきましては、年間を通じまして何度となく運動をお願いします、報告をお願いしますということで、先月の総会のときに1人1つお願いしますということで活動の報告のほうをいただいているところです。

その中で、農業委員会として一つ、1事例、埼玉県農業会議のほうに報告するということになっていまして、資料4の様式2、こちらのほうがまずは農業委員会としての活動の結果をまとめました。遊休農地発生防止・解消活動、担い手への農地集積・集約化活動ということで、農業委員会として、2の取組内容のほうを見ていただきますと、耕作されず、管理状態が続いている農地の所有者へ声がけし、意向の把握、情報収集、他方、担い手で農地の確保を希望する農業者がいれば、希望の把握に努めるということで、農業委員会のほうに引き渡しをした形をとったということでの報告になっています。

具体的な場所だったりお名前などは書いてないのですけれども、内容としましては、今回の次第のほうの、報告しましたということで、○○○さんのお宅で基盤強化促進法に基づく 農地利用集積報告で、○○さんなどから農地のほうを借りることにした、こちらの畑を借り ることに至った、その事例を報告している形になっております。

次に、めくっていただいて、様式3のほうは、優良委員活動の報告ということで、皆さんから提出いただいた活動の中で、今年の活動としては、タイトルとしては「援農ボランティア制度」の活用と書いてありますが、福岡委員の活動報告のほうを取り上げさせていただいております。

援農ボランティア制度と書いてありますが、八潮ではガーデンコミュニティ制度としているんですけれども、2の取組内容のところです、登録農地の耕作・管理について市民と協定を結び、農作業・農地の管理のサポートを受ける制度の活用となっています。

この事例については、まずは市民の方からこういう制度がありますかということで市に問合せが入りまして、受け入れていただける農家さんとマッチングということで、農家さんにご協力いただきまして、体験を少しした後に協定を結ぶということで、3年間の援農開始と

いうことで今協定に入れるような状況になっています。

続きまして、次のページは齋藤委員の活動なんですけれども、1・1・1運動、埼玉県農業会議で女性委員の活動の推進に力が入っていまして、女性委員の活動のほうにもまた別途項目ということで、今年は齋藤委員の活動のほうをまとめさせていただきした。

本年度の活動について、八潮市としてこの3事例の報告でよろしいでしょうかというところを今日ご確認いただきたいと思います。

こちらでよろしいでしょうか。

- ○議長 よろしいですよね、皆さん。すばらしい報告だと思いますけれども。
- **〇事務局** ありがとうございます。

こちらで八潮市の報告ということで、埼玉県農業会議のほうに提出いたします。

〇議長 よろしくお願いします。

次に……、ここで少し休憩いたしますか。再開は3時5分に再開ということで休憩します。 (休憩)

○議長 再開いたします。

報告事項4件目、農業委員会委員の公募の結果及び今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

〇事務局 資料 5 をご覧ください。

農業委員会委員の公募に当たりましては、3月1日が締切りだったんですけれども、皆さんにいろいろご配慮いただきまして、定数の15人の応募がございました。ご協力ありがとうございました。こちらのA3のほうの一覧表は、今ホームページに最終結果として載せている内容となります。それで前に説明したことがあるんですけれども、この先のスケジュールについて、また確認の意味を含めて説明したいと思います。

来週、市役所内部で八潮市農業委員会委員候補者評価委員会というのを開きまして、候補者の評価をさせていただきます。その評価結果を市長に報告した後、6月の議会に向けて、農業委員会委員の任命議案を4月半ばごろまでに提出します。その後、推薦を受けた候補者の皆様には、できれば連休前くらいにと思っているのですけれども、現在の状況ということで今現在6月議会に向けて議案を提出しましたというような内容の文書を手紙で送りたいと思っております。その後、6月下旬、議会が下旬に終わるんですけれども、そこで議会のほうから委員の任命について同意をいただきましたら、また、その結果について手紙で「同意を得ました」ということをお知らせします。その後8月の改選に向けてまた文書で案内をさせていただきたいと思っておりますので、直近は連休前くらいに、ただいまの状況ということで説明の手紙がいくと思っていただければと思います。

ここにいる委員の方々以外の推薦された方々にもし会われるようなことがありましたら、

この辺のスケジュールのことも簡単に伝えておいていただければ幸いです。 以上です。

- ○議長 ただいまの事務局の説明につきまして、何かご質問、ご意見がございますか。 なければ、次に、依頼事項「令和6年度農地利用の最適化施策に関する意見」の提出の実 施と意見集約の協力依頼について、事務局より説明をお願いします。
- **〇事務局** 資料の6をご覧ください。

こちらは毎年きているものなんですけれども、農業会議のほうで農地利用の最適化施策に 関する意見、こちらを県内の農業委員さんから上げていただいて、それをまとめて県知事に 要望するものですので、どんどん意見を上げてください、そのような内容であります。

資料6を1枚めくっていただいて、2ページのほうをご覧ください。まず、意見提出の背 景と趣旨というところから始まりますが、趣旨としましては、このアンダーラインを引かせ てもらった部分なんですけれども、ここを読ませていただきますと、「そのような中で、農 業委員会における最適化活動の知見や地域農業者の意見などを踏まえ、いかにしたら農業の 持続的発展や、地域の活性化を行えるかを提案していくことが、適正な業務推進と地域に必 要となる施策の展開のためには重要となります。そこで、農業委員会として必要な制度や支 援策等について、意見集約させていただくこととしましたので、ご協力をお願いいたします。 この集約した意見を基に「令和6年度農地利用の最適化施策に関する意見」としてとりまと め、県知事に提出をいたします」、この辺が趣旨となりますので、意見を出してくださいと いうことです。その先の政策提案項目と意見聴取ポイントということですけれども、提案項 目は、下のほうの3つに分かれておりまして、まず1番目として、農業振興の在り方、こち らに関する意見聴取ポイントというのが隣の3ページになりますが、片仮名のアからオ、こ の辺が意見聴取ポイントになるということです。 2番目の提案項目としまして、農地の適正 かつ有効利用の推進、こちらに対する聴取ポイントはその下の片仮名のアからキまで。3番 目の提案項目としましては、農業経営体の育成・発展支援と販売対策、こちらの意見聴取ポ イントが同様にその下のアからカ、この辺をちょっと意識していただいて、何か意見があれ ば、その後ろのほうに報告書の用紙がありますので、それぞれの提案項目について用紙が分 かれています。一番上が農業振興の在り方について、2番目が農地の適正かつ有効利用の推 進について、一番最後が農業経営体の育成・発展支援と販売対策についての報告用紙となっ ております。

ちなみに、去年は八潮市から2つほど出させていただきました。1つは、農地法3条の面積要件がなくなっちゃうので、その辺に対する対応とか見直しを含めてまとめた意見と、あとこの先法改正によりまして、今やっている利用権の設定はこの先みんな農地中間管理機構を経由して行うことになるのですが、それに対応する農地バンクの体制の強化、その辺を要

望させていただいたところです。あと小規模農地に対する圃場整備に対する補助ですが、その辺要望させていただいたんですが、来年に向けましても、何か意見がございましたら上げていただきまして、事務局でまとめて、総会で皆さんに確認いただいた上で農業会議に報告したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がございますか。

なければ、次に、報告事項5件目、令和5年度八潮市農業予算の概要について、事務局より説明をお願いします。

○事務局長 それでは、皆様、資料の7番をご覧ください。

こちらは八潮市の農業予算概要ということであります。

こちらはおおむね来年度も今年度並みの予算ということで行っているんですけれども、若 干説明を加えたいと思います。

まず、歳入予算のほうなんですけれども、上のほう、3番目、経営所得安定対策推進事業費補助金がございまして、こちらは当初予算165万円の減額となっております。農林水産省では、農業者の方などが国に電子申請できる e MAFFシステムを導入しており、この一環として八潮市の水田システムデータを、e MAFFシステムに移行する費用として165万円の補助金、補正予算後1,767,150円の補助金が歳入となりますけれども、データ移行作業が終わりまして、来年度はデータ移行作業が必要なくなったことから、当初予算額165万円減とするものでございます。

それから、農業振興費のほうに目を向けていただきますと、中川農地受け手有機肥料購入・出し手集積事業費補助金は、前年の実績に基づいて若干減となっております。

それから、その下の八潮市農業再生協議会補助金、こちらは先ほどと同じ説明になるんですけれども、農業再生協議会を通じて e MAFFへのデータ移行が終わりましたので、農業再生協議会への補助金165万円が減るものでございます。

それから、下のほうへいきまして、6次産業化促進事業とありますが、下のほう、3つ目のところで6次産業化促進事業、こちらは本年度1万円のところ、来年度41万円ということで40万円増えています。こちらは八潮市産の小松菜をパウダー化しまして、八潮市が八潮市 ふれあい農産物直売所から購入して、パウダーを学校給食に提供して、地場産の小松菜を普及させるという事業になっております。子供たちには地場産野菜が食べられるということ、それから、地元の農家の方の販路拡大や小松菜の普及啓発、6次産業化につながっていくものと期待している事業でございます。

学校給食では、教育委員会の栄養士が小松菜パウダーを使った料理のレシピを考えていま

して、例えばポタージュスープに入れたり、カレーのルーに入れたり、あるいは天ぷらの粉に入れて揚げたりとか様々な応用が利くということで聞いております。それを今後市のホームページ等で公開して、子供たちが家に帰ってお母さんにこれを作ってほしいと言った場合、公開されたレシピを見れば作れることになります。なお、小松菜パウダーはふれあい農産物直売所で一般向けに販売することも検討しておりますので、いずれ、八潮市ふれあい農産物直売所の店頭に並ぶものと思っております。そういった予算です。小松菜パウダーは新聞でも取り上げられました。

それから、その下の農地費の幹線農業水利施設管理事業、古利根堰耐震対策事業費負担金ですけれども、大落古利根川が松伏と越谷の境を流れておりまして、古利根堰は、越谷市にあるキャンベルタウン、野鳥の森という施設のすぐ近くに位置しています。その堰から逆川に水を流して、その水がやがて越谷から八条用水や東京葛西用水へ流れてきているわけですけれども、その堰が東日本大震災並みの地震がくると壊れてしまうので、国庫補助事業で、県が事業主体となり耐震の工事を行っていますけれども、総事業費は32億の一部を関係する7市1町で分担するということになっていて、令和7年度までの事業となっています。来年度の工事は主に堰の柱の部分の補強工事が主で、八潮市の負担としては8,731,000円が割り当てられていますので、こちらを予算計上したものとなっております。

そのほか詳細につきましては、後ろのページに載っておりますので、後ほどご覧になっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

〇議長 ありがとうございました。

次に、協議事項3件目、農業委員会の視察研修について、事務局より説明をお願いいたします。

- ○事務局 (事務局説明)
- ○議長 それでは、次に最後になりますが、次回の日程について事務局より説明をお願いします。
- ○事務局 次回は令和5年4月25日火曜日になります。時間は午後2時からですが、場所のほうが変わりまして、こちらのメセナの2階の研修室Aのほうで開催したいと思います。来月25日、メセナ2階研修室Aということでよろしくお願いします。
- ○議長 ただいま事務局より4月の農業委員会の総会のご案内がございました。 最後に、皆様から全体を通して何かございましたら、お願いします。
- **○議長** ないようでしたら、これで議長の席を下ろさせていただきたいと思います。 皆様、ご協力、ありがとうございました。

.....

◎閉会の宣告

○事務局長 大塚会長、議事の進行大変お疲れさまでした。

また、委員の皆様には慎重ご審議いただき、誠にありがとうございました。

今日の総会で今年度最後となりますが、1年間ありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を小早川会長代理よりお願いいたします。

〇会長代理(小早川喜一委員) 委員の皆様にはご多用な中を3月総会にご出席をいただきまして、慎重なるご審議をいただきましてありがとうございます。

今年は穏やかな春みたいで、私も15日にキュウリを移植しました。幾らか伸びがいいんですね。さっき冒頭、会長の枝豆のお話もございましたけれども、いろいろと作業日程に支障ができたりして、追いまくられるような気がしてならないところであります。

機械の納期も統計的に3月、4月が多いようでございます。古いから大丈夫だろう、そういうお考えもあるかもしれませんけれども、困難に遭うというのは愉快なものではございませんので、注意をするに越したことはございませんのでお気遣いをいただければと思います。 以上をもちまして、3月総会を終了いたします。

〇事務局長 ありがとうございました。

それでは、これにて散会といたします。

閉会 午後3時15分